⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the tunnel emergency facilities at the Central Circular Shinagawa Route

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 February 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 15 April 2011 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 14 April 2011) (Note that this may be subject to change)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Tokyo Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3, Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032, TEL 03―5434―7836

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月14日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央環状品川線トンネル照明その他電気設備工事

⑶　工事場所　東京都品川区八潮三丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで

⑷　工事内容　下記の新設工事

①　照明設備　トンネル照明器具2,705台、明かり部照明94基、ＰＳ内照明器具955台他、配管・配線一式

②　標識設備　トンネル非常口誘導灯等内照標識667台他、配管・配線一式

③　高圧配線　高圧ケーブル配線約22,000m

④　低圧配線　ＣＣＴＶ、可変情報板、トンネル警報板、トンネル信号機、ＦＦＥＴＣ、ＶＩＣＳ他用、低圧ケーブル配線一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における電気工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における電気工事に係る一般競争参加資格の再認定）を受け、当該認定（再認定）の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は２者で構成された共同企業体であること。

⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有するものであること。なお、共同企業体の構成員（代表者含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

・自動車専用道路（道路法第48条の２第１項及び２項により指定された道路をいう。以下、同じ。）又は高速自動車国道における入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。（以下、上記専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を「配置予定技術者」という。）

①　専任の主任技術者については、ア～オの何れかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とする者に限る）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（電気部門）」という。）

ウ　電気工事士法（昭和53年法律第139号）による第１種電気工事士免状の交付を受けた者又は第２種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務経験を有する者

エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第45条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第６条の規定による試験に合格し、かつ、５年以上の実務経験を経た者

オ　上記ア～エと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　専任の監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有するものであること。なお、共同企業体としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

・入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事

⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。

①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

3　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の二段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。

１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。

２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。